

## 7. 健保・年金

### 7-1. パートタイマーも健康保険に入れる

#### Q：どうなる？こんなトラブル！

1日7.5時間、週4日のパートで働いています。店長に、健康保険に加入できるかを尋ねたら、『うちの会社では、正社員だけだ！』と言われました。

#### A：これがルール！

次の要件を満たせば、原則として、勤め先企業や労働者の意思にかかわらず、健康保険に入ることになります。

- ① 1週間の所定労働時間が、正社員の4分の3以上であること。
- ② 1か月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上であること。

健康保健の給付には、傷病手当金や出産手当金など、国民健康保険にはない給付制度もあります。

#### ■いざというときの備え

すべての人が安心して医療サービスを受けられるように、日本国内に住む人は、必ず公的な医療保険に入ることになっています。

病院などで診察や治療を受けると、実際にはかなりの費用がかかります。

しかし、窓口で保険証を提示すると、本来払うべき費用の3割で済みます。残りの7割は病院などが保険機関に請求します。

また、健康保険の給付に「傷病手当金」と「出産手当金」の支給があります。

傷病手当金は、病気やけがのため仕事を休んで、その結果賃金が得られなかったときに、4日目から最大1年半の間、給料のおよそ3分の2が支給される制度です（なお、仕事上の病気やけが、通勤途中のけがは、労災保険で扱うことになっています）。

出産手当金は、出産のために仕事を休んだ場合に、予定日の6週間前から出産日の8週間後まで、給料のおよそ3分の2が支給される制度です。

これらの制度は、同じ公的医療保険でも、主に自営業者が加入する「国民健康保険」にはないので、健康保険の特徴のひとつとっていいでしょう。

## ■健康保険の被保険者

国民健康保険は、主に自営業者が加入するのに対し、健康保険は、民間企業に勤める人が加入する保険です。

健康保険は、雇われて働く人で、1週間の所定労働時間と1か月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上であれば、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員などの雇用形態にかかわらず、加入することになります。

ただし4分の3未満の場合でも、101人以上（令和6年10月からは51人以上）の被保険者がいる企業や一定の手続きをした企業では、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、月収8万8000円（年間106万円）以上となったときに加入することになります。

この要件を満たした者については、労働者の意思に関係なく、勤め先の企業が加入手続きをとる義務があります。労働者が入りたくないからといって、入らないということも認められません。

ただし、従業員5人未満の個人事業所で働く場合や、契約期間が2か月以下で更新しなかった場合など、一定の場合に加入できないこともあります。

## ■上記の要件を満たさない場合

この場合、年収が130万円以上であれば、原則として国民健康保険の被保険者になります。

年収が130万円未満の場合は、家族が健康保険に加入していれば、原則として健康保険の被扶養者となります。家族が健康保険に加入していなければ、国民健康保険の被保険者になります。

## 7-2.厚生年金は国民年金のプラスアルファ

### Q：どうなる？こんなトラブル！

パートタイム労働者ですが、ほとんど毎日フルタイムで働いているので、店長に『会社の厚生年金に入りたい』と言ったところ、『保険料が控除されるので損だ！』と言われました。

### A：これがルール！

次の要件を満たせば、原則として、勤め先企業や労働者の意思にかかわらず、厚生年金に入ることになります。

- ① 1週間の所定労働時間が、正社員の4分の3以上であること。
- ② 1か月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上であること。

厚生年金は、国民年金にプラスアルファの保障をする公的な年金制度です。保険料は会社が半分負担することになっており、国民年金より厚い保障を受けることができます。

### ■20歳になったら国民年金

日本国内に住んでいる20歳～60歳の方は、国民年金の被保険者になっています。

国民年金は、老後の生活だけでなく、身体に障害が生じた場合の生活や、本人が死亡した後に残された家族の生活を保障するために、一定の生活費が支給される公的な制度です。

国民年金の保険料を納めていないと、自分の身にもしものことが起こっても、年金が支給されなかったり、減額されたりします。

経済的な事情などで保険料を払えないときは、保険料の免除や減額、延納の制度もあります。この手続きをしておけば、払っていない期間があっても、年金の減額などの不利益が小さくなります。住んでいる場所の市（区）町村役場の国民年金担当窓口で申請をしてください。

### ■もっと有利に厚生年金

勤め人の場合、国民年金の上乗せ部分としてプラスアルファの保障を受けることができる厚生年金の制度があります。

厚生年金は、1週間の所定労働時間と1か月の所定労働日数が正社員の4分の3以上であれば、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員などの雇用形態にかかわらず加入することになります。企業や労働者の意思は関係ありません。4分の3未満の場合

合でも、101人以上（令和6年10月からは51人以上）の被保険者がいる企業や一定の手続きをした企業では、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、月収8万8000円（年間106万円）以上となったときに加入することになります。

ただし、従業員5人未満の個人事業所で働く場合や、契約期間が2か月以下で更新しなかった場合など、一定の場合に加入できないこともあります。

これらの要件は、前述の健康保険の加入要件と同じです。

要件を満たした者については、企業や労働者の意思に関係なく、企業が加入手続きをとる義務があります。労働者が入りたくないからといって、入らないということも認められません。

厚生年金に一定期間加入していると、①原則として65歳から支給される老齢給付、②病気や事故によって障害が残った場合に支給される障害給付、③その人が死亡したときに、扶養していた妻、18歳未満の子、一定範囲の親族に支給される遺族給付といった年金が、支払った保険料に応じて支給されます。

このため、いざというときには、国民年金だけの場合よりも有利な年金を受け取ることができます。

## ■ 保険料は企業が半分負担

厚生年金の保険料は、給料（標準報酬月額及び標準賞与額）の18.3%を勤め先企業と労働者で半分ずつ負担します。この保険料には、国民年金の保険料分も含まれています。

例えば、月給が100,000円の方ですと、労働者が負担する保険料は月9,000円程度になります。

国民年金の保険料は16,590円（令和4年度）ですが、その半額程度の保険料で、国民年金の分と厚生年金のプラスアルファの分の給付を受けることができます。